

第五十一回国会 大蔵委員會議 録 第十八号

(三三三)

昭和四十一年三月八日(火曜日)

午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 三池 信君

理事 金子 一平君

理事 坊 秀男君

理事 吉田 重延君

理事 堀 昌雄君

理事 堀 道行君

理事 富三君

理事 木村武千代君

理事 砂田 重民君

理事 地崎宇三郎君

理事 村山 達雄君

理事 山本 勝市君

理事 渡辺美智雄君

理事 小林 進君

理事 只松 祐治君

理事 平岡忠次郎君

理事 横山 利秋君

理事 竹谷源太郎君

出席國務大臣

大蔵 大臣 福田 赳夫君

出席政府委員

大蔵政務次官 藤井 勝志君

大蔵事務官 岩尾 一君

大蔵事務官 (主計局次長) 武藤謙二郎君

大蔵事務官 (主計局次長) 佐藤 浩君

大蔵事務官 (銀行局長) 佐竹 浩君

大蔵事務官 (農林事務局長) 森本 修君

委員外の出席者

大蔵事務官 (主計局給与課長) 辻 敬一君

日本開發銀行総 平田敬一郎君
専 門 員 坂井 光三君

三月五日

委員砂田重民君及び渡辺栄一君辞任につき、その補欠として坂村吉正君及び大橋武夫君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大橋武夫君及び坂村吉正君辞任につき、その補欠として渡辺栄一君及び砂田重民君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員西岡武夫君及び春日一幸君辞任につき、その補欠として谷川和穂君及び竹谷源太郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員竹谷源太郎君辞任につき、その補欠として春日一幸君が議長の指名で委員に選任された。

三月四日

国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇五号)
は本委員会に付託された。

三月七日

個人企業に完全給与制実施に関する陳情書外四件(和歌山市駿河町二一和歌山調味食品商業協同組合理事長山本尚一外五名)(第一二六号)
地方公共団体職員に負担する互助会掛金を社会保険料の所得控除対象に関する陳情書外七件(大津市京町四の一の一滋賀県教職員互助会理事長長田中興外七名)(第二〇八号)
海外投資金融の拡大に関する陳情書(大阪市北区堂島浜通り一関西経済連合会長阿部孝次郎)

(第二二三号)
は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四一五号)
国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇五号)
国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四九号)
日本開發銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二二号)

〇三池委員長

これより會議を開きます。
国民金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。

国民金融公庫法の一部を改正する法律案
国民金融公庫法(昭和二十四年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
第一一条中「六人以上」を「七人以上」に改める。
第十二条に次の一項を加える。
5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、總裁又は大蔵大臣に意見を提出することができる。
附 則
この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

理 由

国民金融公庫の業務の円滑な遂行に資するため同公庫の理事を増加することができることにするとともに、監事の権限の規定を整備する必要がある。

ある。これが、この法律案を提出する理由である。

〇三池委員長

政府より提案理由の説明を聴取いたします。藤井大蔵政務次官。
〇藤井(勝)政府委員 ただいま議題となりました国民金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。
第一は、国民金融公庫の理事の定員を一名増加し、七名とすることであり、
国民金融公庫は、昭和二十四年に設立されて以来、銀行その他一般の金融機関から資金の融通を受けることを困難とする国民大衆に対して、必要な事業資金を供給することにつとめてまいっているものでありまして、その貸し出し規模は、国民大衆の資金需要に対処して逐年増加し、昭和四十一年度におきましては、二千七百八十七億円の貸し出しを予定いたしているものであります。
このような業務量の増大に加えて、同公庫において昭和四十一年度には特に環境衛生業種に対する融資の充実を予定している次第もあり、この際、公庫業務の円滑な運営をはかるため、理事の定員を一名増加する必要があるものであります。
第二は、国民金融公庫の監事の権限を明確にし、よりとするものであります。
政府といたしましては、国民金融公庫設立の目的が十分達成されるよう常に努力いたしているところであり、さらに同公庫の業務が適正かつ能率的に運営されるよう、監事が監査の結果に基づき、必要があると認める場合には意見を總裁または大蔵大臣に提出することができることとし、よりとするものであります。
以上がこの法律案を提出いたしました理由であり、何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成ください。

ますようお願い申し上げます。

○三池委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。本案に対する質疑は、後日に譲ります。

○三池委員長 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。平林剛君。

○平林委員 それでは、私から国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案について、若干質疑をいたしたいと思います。

初めに、宿泊料と日当の改定が行なわれるわけでありましたが、これは内閣総理大臣等、指定職の職務又は一等級の職務にある者、二等級の職務にある者、三等級以下五等級以上の職務にある者、六等級以下の職務にある者、都合五つの区分がされておるわけでありまして、一方、移転料の改定額のほかにまいりますと、その区分はそれぞれ等級別にこまかく分けられておまして、合計九つに区分をされておるわけですね。それで、一方に於いては等級が五つに区分をされ、片方ではさらに細分化されているというぐあいに、国家公務員等の旅費に関する全般的なバランスをいいますか、こういうふうな区分を別々にしたという理由は一体どこにあるのでしょうか。

○武蔵政府委員 お答え申し上げます。

移転料のほうは、御承知のとおり、家財道具が多いか少ないかということが大きなファクターになります。そういう意味で、いろいろ調査してみましたが、家財道具は大体所得に比例して多くなっております。したがって、これはカーブをかくと、所得の多いほうがだんだん多くなっている。こういうことになりましたので、それをなるべく忠実に反映するというになりますと、こまかく分けたほうがいいだろう、こういうことでできております。それをまたグループに分けるということになりましたと、一方、なるべく過剰なものとは払わないということになりますと、幾つかの

クラスのを一つに分けるといふことにいたしますと、その平均というふうなことになるかと思いますが、そういったしますと、多いほうは足りない、下のほうは余剰だということになりかねないもので、なるべくこまかくしておいたほうが実情に合うんじゃないか、そう考えて移転料のほうはこまかくいたしておきます。

○平林委員 私はそのあべこべで、むしろもっと縮小したほうがいいんじゃないかという見解を持っております。いまお話のように、移転料のほうだけを申しますと、これだけ区分する必要があるかどうか。こういうふうな区分をしたのは、所得がふえるに従って家財道具が多くなるからむしろ親切にやったのだ、そういう配慮が加えられておるといふお話のように聞きました。あるいはそういう趣旨からこまかくされたものかとも思いますけれども、しかし、現実を考えてみますと、機械的に細分化するほうが、移転をする場合の実情に合った、親切になっているかどうか、この点は私少し疑問に感じておるのであります。むしろこれよりも、所得もさることながら、勤続が長くなればなるほど、やはりその世帯に必要な道具がふえてくるという形で、もし親切な気持ちがあるならば、勤続年数によって少しあなばいをしていくというふうなやり方のほうが現実的になるんじゃないかという感じがするのであります。そういうことについては、どういうお考えを持っておりますか。あなたの方從來検討なさったことがあるかどうか、そういう点について、ひとつお尋ねしたいと思っております。

○武蔵政府委員 お答え申し上げます。

先ほど等級別でこまかく申し上げたのが実情に即しているかどうか、この点どう考えるかというのが第一の御質問でございますのでお答え申し上げますが、私も調査いたしましたところ、大体等級別で不足の割合があまりひどく違っておりませんので、それでこの等級のままでさしあたりスライドしていいだろう、そういうふうな考えております。

なお、家財道具ということになりますと、それは等級以外にいろいろなファクターがあるんじゃないか。たとえば、いま先生がお話になった勤続年数ということもありましようし、年齢ということもありましようし、いろいろあると思いますけれども、いまの旅費のたてまえですと、やはり給年比例してやるといふたてまえが適当だろうと思っております。そういうことになりましたと、われわれの調査いたしました、先ほど申し上げましたように、等級別で不足の割合がさうひどく違っておりませんので、これをそのままスライドさせて上げる、そういうことが適当だと思つて御提案した次第でございます。

○平林委員 結局、私は、現実の移転する場合の実費とここに掲げられた改定額との開きがあるべく縮まっていくことが望ましい、そういう意味で、行政上の必要から転動をせなければならぬ者に對してある程度補償をしていくという考え方をとるためにはどういう形が現実的であるか。いまのように等級区分をしたことは一つの考え方もありますが、勤続だとか世帯だとかいうことも考へてほしいと思つたのですが、給分的にはやはり額の問題になるだろうと思つたのです。額が見合つておれば、あまり文句は出ないと思つたのであります。

ところが、最近の荷づくりであるとか運搬経費だとかいうものが、物価上昇と並行してこれらも高くなつておる。今回の改定が行なわれたのもそこにあると思つたのですけれども、職員側の希望というのとはまた高いところにあるように思つたのです。私も昨年か一昨年、北海道の国税局を視察したときにそういう話を聞いてまいりました。実際の支給額と現実に必要な経費との間には相当の開きがあったけれども、大蔵省のほうの調べでは、こういうものについてはどの程度縮め得たかとお考えになっておりますか。

○武蔵政府委員 昨年財務局等を通じて調査いたしました。その結果で出たものに対して、国鉄運賃の値上がりがありますので、それに伴つて

ふえる分もあるだろうということで、移転料のほうはそれも加味しまして、調査の結果の上へ加えて、これで大体六割でございますから、当分不足はしないだろうと思つております。あらかじめ申し上げますが、実は六割という数字を出しますと、それでは、いままでも何をしていたんだとしかかれやせぬかと心配しながら出したような数字でございます。

○平林委員 ある程度移転料が増額したということとは私認めます。認めますが、いま等級のこまかく分かれていることが必ずしも実態に合うかどうか、もう少し配慮する必要があるのではないかと、もう少し、給分的には金額の面になるのだ。お話ではかなり引き上げが行なわれたということは事実でございますが、実際私が関係方面の意見だとか希望を聞いてみますと、たとえて言うと、一、二、三等級あたりにいたしましたとしても、今回一等職の場合に三万二千三百円になりましたけれども、実際には四万二千円くらいは必要なんだという議論があるのであります。また、二等級は今回の場合三万四千円になりましたが、これもこまかく区分しないで四万二千円程度はほしいというのが、職場の実際に移転をする人たちの切実な声になつておるわけでありまして、さらに、四等級以下になりますと、五十キロ未満のものを中心に申し上げておるわけですが、少なくとも三万三千六百円程度はほしい。ところが、四等級でも改定額は二万六千六百円、五等級でも二万二千八百円、六等級では二万九百円、七等級では一万九千円と、実際希望している額とかなり違つておるわけなんです。これはたぶん大蔵省でも公務員の団体とお話しになったときある程度お聞きになったことと思ひますけれども、こんなに開いている理由はどこにあるとお考えになりますか。

○武蔵政府委員 いま先生がおっしゃったように、希望とはまた隔たりがあるということは承知いたしております。私も実際に引越した者の調査をいたしまして、この程度なら足りるだろう、今度国鉄運賃が上がりまして、貨物の輸送のは

ます。確かにそこで線を引かれるということは問題もございますけれども、実は、それ以前は六等級までが一等でございましたのを、三十八年の四月から七等級までということにいたしました。そうしますと八等級が残るわけでございますけれども、八等級と申しますと、高校卒が入りまして、二十三、四まででございますので、この辺まで一

等にするということは行き過ぎだらうと考えてお
ります。

○平林委員　社会的な、見地から見である程度差をつけるというのはやむを得ないかもしれませんが、それと、人等及び、その中で切つてゐる、せつ

くならば、この辺のところはもう数も少ないのだから、七等級まできている社会情勢ですから、そ

なれば、何もここだけ区分する必要はないのじゃないかという感じがするのでございまして、こ

ういう点は将来においてぜひ検討していい問題ではないかと私は考えるのです。国民も、七等級ま

できているならば、八等級だけ別にして、ちよつとはじめをつけるなんていうやり方は、實際的に

のであります。その点はずっと行政上の実際の運用をやればいいのですよ。殺人のえらい人が下

級職員をやたら何か雑用に使うために出張のお供させるなんていうことをやめて、実地上の等級は

統一しておくというやり方は理屈が通ると思うのですよ。えらい部長さんなり課長さんがお供を連

れなければ旅行できないというよりなやり方は、むしろ避けるのがいいのであって、そして實際上の運用において社会内な人間が出てこな、よりな

形にすればいい。そういうことを考えますと、単独で行く場合には、いろいろな諸経費もあるだろ

うから一つでもいい、私はこういうふうに思うのであります。何か、高校を卒業して官庁に入っ

て、二十三、四くらいまでは小使走り、雑用というようなやり方でやること自体のほうがむしろ問題

題があるのであって、こうした運用を考えられれば、ここにけちな差別をつける必要はないのではな

いかという感じがするのでございまして、ぜひ将来

考えておいてもらいたいと思うのでございます。
そこで、今回の改定額によりまして、旅費の予算の総額というのは、全体で幾らくらいになるのか、おのれでしょうか。

○武蔵政府委員 一般会計で申しますと、四十一年度の予算では、旅費の予算額が二百四十億円でございまして、その中で、今度関係してございまして内閣旅費の關係は二百十二億円でございまして、それから、この關係でどのくらい増加をみているかということでございますが、この關係で二十六億円の予算をふやしております。これは少し足りないんじゃないかというお話があると思ひますけれども、全般的に経費の節約ということをしていまして、そのあとでこれを見合ひ分を掛け算をしてふやす、そういうことをいたしておりますので、単価のふえるほど旅費の予算の総額はふえておりました。

○平林委員 今度の運賃法の改正で大体どのくらい現在いままです予定されたやつがふえていくのかという点はどうですか。
○武蔵政府委員 今度のと申されましたが、正確に申しますと、今度の改正の關係は約十七億円でございまして、鉄道運賃の値上げによる分を九億円見ております。

○平林委員 旅費の月別の支払い実績なんというのはございましてか。
○武蔵政府委員 いま手元に調査はございません。○平林委員 いままでは少し甘いことを言いました。が、今度はちよつとからいことを申し上げたい。国家公務員の旅費の月別の支払い、私もいま手元に資料がないというのでわかりませんけれども、年度末になると旅行が多くなるといことが国民的批判の中にあるわけでありまして。これは、私は、いまのお話のように、なるべくむだな経費を省くという意味では、三月になると非常に旅行者の数が多く、こういう傾向はあるんじゃないかと思うのです。この点は、私は、一つ一つの旅費その他については、必要な経費、実費弁償の原則に立つべきだと思いますが、不用品、予算が

余つておるから出張をしなければならぬ、旅費予算が余つておつては、この次削られるおそれがあるから、少し出張をふやすというより行政的運用は断じて避けなければならぬ、こう思ひのであります。この点は、私十分政府において注意しなければならぬ点だと思ひますので、いかがでしようか。

○藤井(勝)政府委員 ただいまの平林委員の御意見、まことにございまして。特に、御案内のように、公債発行に踏み切つた昭和四十一年度の予算の実態から考えますと、なおさら願ひて、いまのような余つたから使うのだという、こういう政治の姿勢はみじんもないようになくさなければならぬ、このように考へておる次第でございます。

○平林委員 それから、次に入りますけれども、この宿泊費の問題について、私少し意見があるわけでありまして。等級による差別を縮小したほうがよろしいというところは、先ほど私申し上げたところでありまして、今回の旅費改正の説明によりまして、甲地域、乙地域がありまして、同じ宿泊料であります。たとえば六等級以下の職務にある者は、甲地方に行きますと一夜について二千円でありまして、乙地方であると千六百円、また、三等級以下の職員でありますとも、甲地方では二千五百円の宿泊料がつくけれども、乙地方では二千円である。こういうふうには、甲地方、乙地方の区分がされておるのでありますけれども、この甲地方、乙地方の範囲というものはいかなるものであるかということ、私先回資料の要求をいたしました。この資料を一つついたら、大体の見当はつくのでありますけれども、最近の情勢から見ると、現在の甲地方、乙地方の区分というものが必ずしも適正ではないんじゃないか、最近時に合せて是正していく必要があるのではないかと思ひますが、総括的に大蔵省のほうではどういう考へを持っておりますか。

○武蔵政府委員 甲地、乙地の区分が適当であるかどうかということでございますが、これは、従

来暫定手当という制度がございました時分から、その四級地と合せております。これを詳細に見ますと、いろいろと情勢の変化があつて、非常にこまかく申せば、そのたびに改正しなければいかぬということになるかと思ひますけれども、行政の実務で申しますと、それを地域別に一々調査をするということは非常に困難だということが実情でございます。そこで、さしあたりこのままですやうに考へておきます。

○平林委員 私の手元に關係のほうから資料をいただかしまして、たとえば、こうした問題については、公務員の非常に重要な関心になっておるわけでありまして、いろいろな角度で調査をしておる模様なんでありまして。それによると、昨年の十月に新潟県でも人事委員会が現実の宿泊料を調査した模様であります。新潟県は、政府の甲地方、乙地方の区分によると、ただいま乙のほうに入るわけでありまして。ところが、この宿泊料の調査によりまして、大体、交通公社の協定旅館で千七百七十六円、それから日本観光旅館連盟の加入店で千七百五十四円、サービス料、税込みでございますけれども、そういう数字が一応発表されておるわけでございます。これは一つの例でございますけれども、そうすると、この調査がある程度現実的な地域的なものといえますれば、各県でもそれぞれこういう調査をしてくれれば、現実に即してなると思ひますが、かりにこれが現実に即してその乙地である新潟県のものであるとすれば、今度の宿泊料の改定額、すなわち六等級以下の職務にある者は千六百円でございまして、足が出てくる勘定になるわけですね。私は、そういう点から考へますと、この宿泊料の改定額というのは、少なくとも六等級にある者は、一つの例にすぎませんけれども、新潟県においては足が出るという勘定になるわけでありまして。これは、きょうは時間がないから、こまかく各県の事情を調べるわけにはまいりませんが、もしこまかく調べていけば、おそらくこれに類する県というのはたくさん出てくるのではないかと、そうなれば、六等級以下の職務にある者は、今回の改定額はちよつと不足するのではないかと、こういうふうになるわけでありまして、いかがですか。したがって、私は、これをもう少し引き上げていく必要がある、それには区分を縮小する必要があるということにつながついていくわけでございます。御意見があれば、伺いたいと思ひます。

○武蔵政府委員 お答を申し上げます。先生のおっしゃつたように、実費ということになりますと、これなどは、實際は、理論的には非常にこまかくやらなければいけないことになりまして。極端な例を申しますと、そこに共済の宿泊施設があるかどうかということも調べなければいけませんし、しかし、共済の宿泊施設があつても、そこが満員で泊まれないということもあると思ひます。それから、ある土地が急に物価が上がるといふようなこともございます。非常に精密に見ますと、どうしなればいけないのでございまして、行政の実務上の点を考えますと、なかなかさうこまかくこれを不斷に訂正していくということが非常に困難でございますので、従来からやつております甲地、乙地の区分、これは實際問題としてはこのまま続けていかざるを得ない、こう考へております。どうも理論的には先生のおっしゃるとおりなんですけれども、行政の実務の便宜もお考へになつて、御判断願ひたいと思つております。

○平林委員 私も出張の実情については知らないわけではございません。しかし、そういうことを言つておつたのでは、ここに書いてあるものはおかしいということになるわけですね。しかし、一応普通の旅館に泊まるという場合には、明らかに不足であるということになるわけでありまして、そういうことを、それでは実情に合せてきめるか、旅館にきめるかということになれば、そこにやはり矛盾がある、割り切れないものがあることは間違いないのです。しかし、われわれが審議する場合には、通常の旅館に泊まるということを前提に

○平林委員　これは現実はどうなんですか。実際には、今度の運賃法改正で、省線電車を使う場合

○平林委員　それでは、私の質問は、この程度で終わります。

○武藤政府委員 外国旅行の場合には非常に経費もかかりますので、連れていく家族というものを

るかと思ひますけれども、いま外交上非常に大事な
のは、妻を連れていくことだと思ひます

が、さらにはんとうに腰を落ちつけるということ
ですと、年とつた父母も連れていく、そのほうが
ベターじゃないかということはあるかと思ひます
けれども、いままでそういう要求もあまり聞いて
おりませんし、そこまで政府が払うということはい
かがかと思ひております。

○有馬委員 大蔵省の仕事というのは、各省の要
求に従つて、それをぶつた切ることが仕事じゃな
くて、各省の実態を見て、先ほど政務次官から答
弁のありましたように、実態に即する方途を講ず
ることが大蔵省の仕事ではないかと私は思うので
あります。外務省の諸君というのは、エチケッ
トについては各省の中で自分たちが一番よく心得
ておるのだというふうな、変なエリート意識から、
言ひべきことも言わないからそういうことになる
のであります。やはり、ああ、実態はこうなん
だということ、そこら辺については大蔵省が
判断するということでは私はいかぬと思う
のであります。一ぺんさつくばらんに、あなた方
は友人もたくさん外務省におられるのでしから、
聞いていただいて、実態に即するように改正して
いただきたいと思います。これは要望事項です。

次に、政務次官にお伺ひしたいと思ひますが、
これは一旅費の問題ではなくして、いま申し上げ
ました在外公館の諸君の子弟の教育の面について
もそういう分野があるわけです。子弟の教育を
しようと思つても、へんびな地域にやられた者に
ついては思うにまかせない、結局、家族と別れて
暮らさなければならぬという場合が非常に多い
と思うのであります。そういう面で、たとえば、
在外公館の諸君の子弟寮というふうなものを日本
に設ける、こういう点について何らかの配慮があ
るかどうか、現実にあるとするならば、ひとつお
聞かせをいただきたいと思ひます。

○藤井(勝)政府委員 ただいま有馬委員からたい
へん御理解のある御意見が述べられました。私も
実は一、二回海外に出る機会がございまして、現
地で関係者から、いま有馬委員御指摘のような実

情を指摘を受けまして、何とかしなければならな
いということを政治家の一人としても感じて歸つ
た体験を思い出したのでございますが、いろいろ従
来の予算の組み方というものがそのまま引き継が
れてきておりました、なかなか新しく追加するとい
うことが實際問題として簡単にまいらないわけ
でございますが、御趣旨の点は十分わかりましたし、
特に、大きく移り変わつておる国際情勢に処する日
本外交の整備充実から考えましても、一そう必要
ではないかというふうに考えます。今度の四十一年
年度の予算におきまして、子供を本国に置いてお
る外交官が後顧の憂いなきよう、子弟の勉強がで
きるために、一応施設をつくらうというので、予
算の折衝を外務省とやりまして、その最終的な結
果を、私確認いたしておきませんけれども、また
後ほど具体的な内容について御報告をさせていただきます
したいと思います。

○有馬委員 いまの政務次官の答弁については、
この次の機会に明らかにしていただいて、そして、
もし要求だけに終わつておりました場合には、理
事諸君はかられまして、何らかの措置を講ずるよ
うな決議案にまゝめていただきますように、委員
長に要望をいたしておきたいと存じます。お願い
いたします。

次に、南米に移住した場合に、船が歸りにはか
らつて帰るような場合が非常に多いと聞いてお
ります。それで、これは旅費の問題ともまた離れ
てまいりますけれども、二十年、三十年向こうに
行つておる人たちについて、その船賃その他に對
する便宜をはかれないものかどうか、これは新
たな問題でありますので、政務次官の御見解を伺
いたいと思ひます。

○藤井(勝)政府委員 ただいまの片便を有効に利
用するという問題、しごくごもっともなお話でござ
います。具体的な調査をいたしまして、後刻御
報告させていただきますと思ひます。

○有馬委員 次に、この旅費法の第六条で航空賃
あるいは支度料についての規定がありますが、私

は、航空便の適用についてもう少し柔軟に考へて
いいのではないかと、この点について大蔵省の見解
を伺いたいと思ひますが、船便を利用する
場合には、天候によつて二泊も三泊も、あるいは
多いときには一週間も二週間も足らぬとされるこ
とがあるわけです。そういう場合に、私は、航
空機を利用するというようなことを所屬の長にま
かせることが実態に即応する道ではないかと思ひ
ますが、この点についての見解をお聞かせいた
だきたいと思ひます。

○武藤政府委員 ただいまの御質問は、内国旅費
のことでございます。——内国旅費につきましては、
航空機をどこで、どういふふうな場合に利
用させるかというところは、いまの制度では、三等
級以上で、公務上の必要または天災その他やむを
得ない事情により最も経済的な通常の経路または
方法によつては旅行しがたい、その各省の長が認
めた場合に認める、そういう運用方針にいたして
おります。

○有馬委員 平林君が聞きまして七等級、八等級
の問題についてもあとで一度お伺ひしたいと思
ひておりましたが、その三等級以上というのを
どうしてつけるのですか。

○武藤政府委員 実情では、非常に急いで出張し
て歸つてくるという必要があるのは、その辺が多
いだろう、そういうことでやつておるわけござ
います。

○有馬委員 どうもびんとこないのです。私の
お尋ねしておるのは、政務次官から、今度の旅費
法の改正については実態に即応するように改正し
た、そこに主眼を置いたという御答弁がございま
したけれども、島あたりからたとえは県庁の所在地
に出てくる人たちというものは、三等級以上など
という人はほとんどないのです。若岐、対馬から
出てくる、種子島、屋久島から出てくる、あるいは
佐渡から出てくる、そういう点について、政務
次官の答弁のように実態に即応することが今度の
改正のねらいではないかと私は思ひるのでありま

すが、その三等級なんというものをへそまたに
くつつけておる理由について、いま一度お聞かせ
いただきたいと思ひます。

○武藤政府委員 先ほどお話がございましたよう
に、たとえば、日当、宿泊まで考えれば、船でいく
よりも飛行機で行つたほうが経済的な場合がある
じゃないか、それはまことにごもっともでござい
ますので、この点、各省と相談しまして、なるべく
経済的にやるというのが旅費法の根本的な考え
方でございますので、よく実情に合うように考慮
したいと思ひております。

○有馬委員 非常に前向きな答弁をいただきました
のでありますが、これは経済的というよりも、
とにかく天候によつて左右されることがある
のです。とにかく一週間も二週間も船でめされて
しまふ。そういう点については、やはり飛行機の便
を利用することができ、その認定は所屬の省が行
なうという形にしてもらつて、実態に即応できるん
じゃないかと思ひますので、ぜひこれは早急に各省
に通達できるようにお願いをしたいと思ひます。

それから、先ほどの八等級だけ二等で残した理
由、いま一度お聞かせいただきたい。

○武藤政府委員 先ほど申し上げたように、三十
八年の四月までは六等級までが一等というこ
となつておりました。それを、国会方面の御要望が
ございますので、さらに下げまして、七等級まで
下げたわけでございます。それで、七等級でなぜ
区切つておるかという点でございますが、八等級
と申しますと、大体高校卒で、年齢が二十三、四
歳までのところだと思ひます。そうしますと、そ
こまで一等の旅費を出すということは、日本の民
間の実情に比べて、現状では妥当じゃないだらう
と思ひます。そこで、八等級は、二等、そういう
ことにいたしておるわけでございます。

○有馬委員 あなたの方の仕事だつて、とにかく八
等級の諸君、七等級の諸君、六等級の諸君の仕事
が積み上がつてあなたの方の仕事になる。その諸君
が、睡眠不足で数字を誤つておつてもあなたの方

責任になるわけである。七等級以上が一等で、八等級が二等でなければならぬという。社会情勢とにらみ合わせて、みんな一緒にすることが不都合がありますか。

○武蔵政府委員 これは抽象的な理論の問題よりも、民間とのバランスの問題だと思ひますが、民間のほうを調べてみましても、大体、会社へ入つて、八等級相当ぐらいの、入つて間もないという職員は二等というものが大部分でございしますので、それに合わせておるわけでございます。

○有馬委員 あなたとほくの意見の分かれるところはほくもわかつてゐるんだ。わかつていて、あえて主張するのは、旅費という概念、これは各省におつた者でなければ、旅費に対する概念というものが違ふ。それはあなたもおわかりでしょう。で、戦後、昭和三十年ごろまで、私は、旅費に対する各省における概念というものが、現在考えておるよりも相当違つてゐたと思ふ。その余しんというものがいまなお残つておると思ふので、先ほど平林委員から年度末の出張について御議論がありました。まさに正論であります。が、しかし、そこに集中する空気がいふもの、いま私が指摘したことに同じようなニュアンスで実態としてはながめられてゐることも、各省職員の一つの気持ちではないかと思ひますので、やはりそういう面から考えると、ただ単に、民間会社へ入つてしばらくの間は、というふうな概念だけでは押し切れな分野があるのではないかと思ひますが、いま一度お聞かせをいただきたいと思ひます。

○武蔵政府委員 たいへんむずかしい答弁なんでもございませうけれども、やはり根本は先ほど来申し上げておられますし、この点は御質問いただいておるのだと思ひますけれども、旅費というものは、実際に要する金を出す、こういう原則であるべきだと思ひます。それで、先生先ほどおっしゃられましたように、戦前はほとんど多少実情が違つておりました。それから戦後いろいろなことがございしました。しかし、なるべく実情に合わせて実費支弁のほうへいく、そうして、公務員はきちんと規則

どおりをやつてゐるんだ、そういう方向へいくのが正しいと思つておられます。そういう点で考えまして、また一方、民間から、ある面について民間で納得しないようなことをいたしまして、そうして全般的にいろいろな妙な目で見られるということも困ることです。で、いまの日本の実情を考えますと、先ほど来たたびのお話でございませうけれども、やはり八等級まで一等の旅費を支給するというのは実情に合わないのじゃないか、そう思つておられます。

○有馬委員 じゃ、七等級まで入れたときの理由はどういふことなんでしょうか。

○武蔵政府委員 国会の決議がございましたので、それを尊重いたしましたわけでございますが、六等級のものを七等級まで入れたじゃないか、だから七等級まで入れたんなら、八等級までというところで言われましても、私も非常に苦しいことになつておられます。

○有馬委員 それじゃ、与野党理事の皆さん方に諮りまして、その苦しいことをやりたいと思ひますから、そのときはいまの御答弁の筋から言ひますと、苦しいことでもやらざるを得ないだろうということになると思ひますので、ひとつ、この点はお含みおきをいただきたいと存じます。

次にお伺ひしたいと思ひますが、各省の試験研究機関の旅費は、実態にそぐわないものの最たるものだと思うのですが、その実態を把握しておられますか。

○武蔵政府委員 いま御審議願つています単価については特に問題がないと思ひますので、先生おっしゃられるのは、予算額が足りるか足りないのかというお話かと思ひます。これは各省と相談して予算をつくつておるわけでございますし、最近研究機関については、ほかには節約節約というふうなときでも、特段の考慮をいたしております。したがひまして、経費全体について、研究機関は特別に見ようというところが續いておられますが、具体的に旅費について特に不足感が強いのかどうかというところは、私の担当の範囲では、特にそういう

ことを承知しておりません。

○有馬委員 これは困つた事態で、大蔵省が悪いのか、各省が悪いのかわかりませんが、たとえば農林省設置法によりますと、二十五の付属機関があることになっております。少なくとも、私は国会議員の中でも、試験場を回つておる点においては最たるものだと思うのでありますが、どこの試験場に行きましても、旅費が足りないというのを言わない試験場はないわけです。せつかくの研究をやりましても、発表の機会がありません。発表に行けない、また、勉強したいと思つても行けないというものが実態です。その実態を、もしあなたの方のところに伝えてないとするならば、農林大臣以下、これはもう怠慢ではなはいと思ひますのでありまして、そこら辺の実態について、ぜひ把握していただきたいと思ひます。要求しないからというなら、さっきの在外公館の諸君の実態と同じであります。やはり私は、各省の付属機関、その付属機関がどのような仕事をしておるか、その中で旅費はどのような内容になつておるかというところを、むしろ積極的に大蔵省で検討していただくことが必要じゃなからうかと思ひます。もちろん、要求しない各省も悪い。これが一番悪いけれども、しかし、そうだからといって、ほつたらかしておく大蔵省のあなたの方の努力というものも足りないのじゃないか、そう思わざるを得ないのであります。そういう意味で、よく実態を把握していただくということを強く要望したいと思ひます。

から、旅費が一番ネックになつてゐるんだ、そういうところもあると思ひます。そういう点につきましては、お話をございませうので、よく農林省と相談いたしまして、これは農林省の研究機関でもいろいろあるだろうと思ひますので、実態に合うように相談したい、そう思つておられます。

○有馬委員 私、これで質問を終わりますが、先ほど申し上げました七等級、八等級の問題、それから航空賃の問題、それからいまの試験研究機関の問題、この三点については、ぜひ今回の改正案が論議された過程で、われわれ同僚委員から述べられた希望をきつめて早い機会に実現できるように、大蔵省の御努力をお願いしたいと思います。なお、七等級、八等級の問題については、ひとつ与野党の理事がおられますので、ぜひ具体的に御相談をいただきますように要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○三池委員長 日本開発銀行法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。

藤田高敏君。

○藤田(高)委員 私は、過日の委員会であらかた私の用意いたしております質問事項についてはお尋ねをしたところでございませうが、質問をすればするほどどうしても理解に苦しむ点、理解しがたい点、また時間切れで留保いたしております事項もありまします。それらについて、以下質問をいたしたいと思ひます。

開銀の過去における融資状況を見ましても、融資対象業種の中に国際観光という業種がございませう。この中にはいわゆるホテルの融資がかなり入つておると思ひますが、私は、半ば機械的なものの解釈もわかりませうけれども、立法の趣旨からいって、この種のホテルに融資するということとは、あまり重要な理由にはならないのではないか、こういうふうに考えるわけですが、ことばを変えて言えば、政府の金融機関がホテル関係に

融資をしなくとも、これらの融資は一般の市中銀行の融資でほとんどまかなわしてよろしいのではないか、こういうふうに考えるわけでありすが、これに対する見解を聞かしてもらいたいのと同時に、今後とも、このホテル関係に対して融資する考えがあるのかどうか、具体的には四十一年度の計画はどのようになっておるのか、また、過去におけるホテル融資に対する金利は、どのような金利を適用してきたか、今後融資対象にするという計画であるとすれば、金利については従来どおりでいいか、それとも、特利と称するよりな優遇的な条件を与えようとする考えがあるのかどうか、このあたりについてお聞かせをいただきたいと思います。

○佐竹政府委員 お答え申し上げます。

国際観光事業につきましては、その収入のいわゆる外貨手取り率というものが非常に高いわけでありまして、そういう意味におきましては有力な外貨獲得産業で、わが国の外貨収入に占める比率もだんだんに増大しておる状況にあるわけでございます。そこで、開発銀行におきましては、この運用基本方針というものの、わが国の国際収支改善という見地からの融資でございます。そこで、政府の長期的な整備計画に立脚をいたしまして、国際観光の登録ホテル——これは、御承知のように、運輸省が監督、規制をいたしておるわけでございますが、そういうものの新增設を中心に融資を行なってきたわけでございます。

次に、この最近までの融資の状況でございますが、三十一年ころから始まりまして、三十九年度までにおいて二百六十六億円の融資が出ておるわけでございます。そこで四十年度の見込みをいたしましては、一応三十億円の予定をいたしております。さらに、四十一年度の計画をいたしましては、一応十五億円を予定いたしておるわけでございます。この点は、御承知のように、オリンピックの關係でホテルの整備が国策として非常に急がれたというところございまして、三十八年、三十九年当時非常に増加をいたしました、これも一段落を

いたしましたので、今日ではだんだん減少傾向にございます。

次に、この金利でございますが、金利につきましては、開発銀行のいわゆる普通金利、すなわち、従来八分七厘というものを適用いたしておったわけでございます。なお、この普通金利は本年の一月一日から八分四厘に引き下げられることになっておりますが、今後ともこれは普通金利を適用する、したがって、ただいま先生御指摘になりました特利といったようなものの適用は、全然考えておらないわけでございます。

○藤田(高)委員 私はいささか厳格過ぎるような質問をいたしますが、この開発銀行法の趣旨からいけば、あえて申し上げるまでもなく、「開発銀行は、長期資金の供給を行うことにより経済の再建及び産業の開発を促進する」という、そのことが中心目的になっておるわけなんです、いまの説明を聞くと、そういう直接的な目的よりも、むしろ国際収支の改善といったような、法の直接的な目的からは離れた理由が中心になっておるような気がするわけなんです。広い意味の解釈からいけば、なるほど、経済の再建という非常に広義な意味には解釈できるでしょうけれども、やはりこの開発銀行の目的、趣旨からいけば、いささか狭い意味の重点的な融資を行なう経済の再建を行なう、いわば間口をどこまでも大きく広げて、ホテルであらうと何であらうと、性格的には何でもかまわぬのだ、広い意味で日本経済のために少しでも役に立てば開発銀行の融資の対象にするのだ、そういう傾向が最近では強くなってきておるのじゃないかと思うのですが、そこらについての見解はどうでしょう。

○佐竹政府委員 この点につきましては、先生御指摘のように、やはり基本的には開発銀行法第一条あるいは第十八条というものに根拠を置きまして運営をいたすわけでございますが、それにのつとて、実は、政府といたしましては、年々政府資金の運用基本方針を閣議の決定を経て定めておるわけでございます。四十年度の閣議決定の要綱

に見ましても、一応開発銀行の融資の重点を四項目にしばっております、決して何でもやるということではございませんので、その四項目の中に国際収支の改善に寄与する産業の育成合理化、これは、産業間及び地域間の均衡ある開発発展といったようなものと並びまして、一つの項目として実は閣議決定を経て定められておるわけでございます。

○藤田(高)委員 これはことはじりをとらえるような論議になりますけれども、いま答弁になられた地域間の格差解消などというところは、ホテル融資に関する限り、そういう条件には該当しないのではないかと。これは必要があったら、融資をしたホテルの名前をあげてもらいたいと思うのですが、オリンピックに関連をして、四国だとか、九州だとか、東北だとか、京阪神、京浜といった地域と地域間の格差解消をしなければいけないような、そういう地域に対して、ホテルの融資がそうなるように、私は思わぬわけなんです。そういう点からいくと、この格差解消のためにホテルに対する融資がなされたというのは、いささか詭弁に近いのじゃないかと思うのですが、その点についてはどうでしょう。

○佐竹政府委員 ちょっと私のことが足りませんでしたために、ただいまのような御指摘をいただいたわけでございますが、私が申し上げましたのは、閣議決定で開発銀行の融資の四大重点というものが定められておる、その一つとして国際収支の改善に寄与する産業の育成合理化というものがございまして、国際観光ホテルというのは、その国際収支改善というところで実は見えておる、そういうような項目のほかに、エネルギーあるいは輸送力といったようないろいろなものがございまして、そのほかに産業間及び地域間の均衡ある開発発展という項目もあって、これら四つが並んでおりますという意味で申し上げたわけでございます、決して地域間格差の解消ということで国際観光ホテルというものを言っておる、そういう意味ではございませんので、御了承いただきたいと思います。

○藤田(高)委員 私は前回のときも指摘をしたわけですが、そういう点からいいますと、開発銀行の性格がだんだんと変わってきた。いわゆる基幹産業重点主義の融資が、最近では総花的な性格に変わってきておると思うわけなんです。これは開発銀行自身の性格論の問題としても今後問題が残るかと思うわけでありすが、そのことはひとまず留保するとして、私の考えは、これまで前回にちよつと指摘をしたところですが、この種のものの、いわゆるホテルあたりに融資をするのであれば、住宅金融公庫であるとか、あるいは国民金融公庫であるとか、あるいは中小企業金融公庫であるとか、こういった同じ政府の金融機関の中でその資金を重点的に、開発銀行のほうに無理にワクをさかなくとも、私がいま指摘したような分野で、もっとも国民生活に關係の深い政府の金融機関に対して資金配分をしていくことのほうが、より私は国家的な見地から見ても大切ではないかと思つておるわけですが、そのあたりについての見解を聞かしてもらいたいと思つておるわけなんです。これは、局長から聞かしてもらひより、大臣おられますんから、次官のほうからひとつ聞かしてもらひたいと思つておるわけなんです。

○藤田(勝)政府委員 ただいま開発銀行の融資の具体的なあり方について種々御意見が出たわけでございますが、政府といたしましては、御承知のとおり、住宅対策あるいは中小企業政府管掌三機関に対する融資ワクの拡大、それぞれそういう手を打ちながら、開発銀行は開発銀行本来の趣旨に沿う融資のできる態勢で、そのときどきの経済情勢の変化に即応しながらやってきておる。体制金融あたりはまさにその一つではないかと思つておるわけなんです。そういう点でございますから、片手落ちな金融政策ということにはなつておらないように御理解を賜りたい、このように思つておるわけでございます。

○藤田(高)委員 この点については、私は私の意見のみにとどめまして、次に体制融資の問題ですが、これは前回も体制融資に対する大蔵省自身の

見解、特に開銀を通しての体制融資の問題については、いわば無原則といいますが、むやみにそのワタを上げるようなことはしないということが大綱的な見解であつたと思ふわけであらう。しかし、今年に入つても、この間も私は新聞を通して指摘をいたしました。この二月の十九日の日経に出ておられますように、開銀自身が考へておる体制融資に対する考へ方と、大蔵省の考へておるものとの考へ方、さらには通産省自身の考へておるものとの考へ方、ここには私はかなり大きな相違があるように思ふのです。体制融資といふものについては、どういふ金融機関を通してどうやるんだといふことは、政府の統一見解として集約をされないと、各省によつて、あるいは直接担当する金融機関の意向と大蔵省との見解が食い違ふ、こういうことでは、私は一貫した金融政策なり産業融資といふものはできないと思ふのです。

そういう点からいって、たとえば、自動車や石油に対する体制融資の問題についても、通産省は非常に前向きな姿勢で、たとえば、かつての特振法の融資対象にあげられた石油化学あるいは石油精製あるいは自動車あるいは合成繊維、こういったものを中心に体制融資を強化していくんだという方向が通産省の考へ方として非常にクローズアップされてきておる。それに大体符合を合した形の方向——開銀の立場としてはそういう方向を向いておるやうに私は理解をするわけです。ところが、大蔵省は、そういう方向に対しては、いささか消極的といふか、半ば水をぶっかけるやうな立場にある。ここらについて、この大蔵省の見解と開銀自身の考へ方を繰返からひとつお聞かせ願ひたい。

○平田説明員 お答え申し上げます。

先般開銀のことにつきましてたいへん詳細な御検討をいたしておりました。感謝にたえませんが、前と関連しまして、この機会に二、三、要点だけを申し上げまして、なお御検討の材料にさせていただきますと思ひます。

私は、開銀の性格自体といふのは、現在までの

ところ変わつていないと考へております。ただ、業務の内容は、そのときの政府なりあるいは国全体あるいは社会的な要求、そういうふうな要請に従つて順次相違変わつてきていることは御指摘のとおりでございます。その点、私も申し上げたいと思ひます。さつき第一条を御指摘になりました。あれが開銀の本業の一番大事な性格を規定するものと思ひますが、あれを逸脱しない範囲内におきまして、必要な要請にこたへまして融資をやつていくという一点をまず申し上げさせていただきます。

その次に、それでは開銀が独自の立場でやり得る限界はいかんとのことですが、これは実は、毎年政府が閣議で開銀の融資の大綱につきまして——ここに四十年度のございしますが、こういふふうなものが政府から私どもに示達がございします。開銀銀行の所管が大蔵大臣になつておられますので、依命遵牒の形で銀行局長から毎年実はいただいております。先般藤田委員から私どもの営業報告書の御指摘がございした。あの報告書は、この方針に書いてあることを基本的な点だけほとんど書きに写してあるわけでございます。別に開銀銀行が独自の立場で作成したものでございせんことを御了承願ひたいと思ひます。その中に、いまいろいろ御議論がございました。その中に、いまいろいろそれをやれといふ方針をもちつておられます。それから、いわゆる体制金融といふことがいかにどうか問題でございますが、その点につきましても、たとえば、四十年度の方針でございます。大体御存じのやうなことが書いてございまして、「国際経済環境の変化に即応しつゝ、産業構造の高度化を促進するため、産業体制を整備して早急に国際競争力を強化する必要がある石油化学工業、乗用車工業」云々、こういう字句がございまして、それに即応して、実は開銀銀行もこの趣旨に即応することのできるだけつとめながら融資をやつていくことにいたしておるのでございします。

それから、さらにいろいろ議論がございましたが、この方針をきめる際には、それぞれ各省が意見をを出しまして、おそらく企画庁で実際上はまとめておられるかと思ひますが、大蔵省、各省が意見調整をはかりまして、その上でこの方針がきまつておるやうでございます。もちろん、それぞれの省におきまして、開銀銀行に対する期待は相当大きいのが実情でございます。意見を出し合つて、よく審議された上できまつていく、もちろん、大蔵省は大蔵省の立場で毎年御意見を申されてきまつていくというの、いままでの順序のように記憶しております。もちろん、私も銀行の立場でいろいろなことをやつておりますから、非公式にいろいろ際にいろいろな意見を申し述べることもあることは御趣旨のとおりでございます。しかし、きまつたところに従ひまして、きまつたら、忠実にその趣旨に即応して運用の適正をはかりまして、何しろ国家資金のことでございますので、限られた資金をこの方針に従つて最も有効に運用するといふことに心がけておる次第でございます。総括的に恐縮でございますが、それだけ私から申し上げさせていただきますと存する次第でございます。

○佐竹政府委員 ただいま開銀銀行総裁がお答え申し上げましたとおりでございます。大蔵省と開銀銀行とは少しも食い違つておるところはございません。

○藤田(高)委員 いま総裁のほうから答弁がありました。年々、年度の業務運営に対する基本方針については、閣議決定の線に沿つて、開銀としては当然その業務方針というものを決定していくのだ。この手順、方針については、私はそのとおりだろつと思ひます。ただ、その場合に、この前にも私が指摘しましたし、いまも総裁のほうから答弁がありました。特に四十年、あるいは四十一年度の方向としては、国際競争力の強化といふことが業務内容の中心点に置かれてくるということは、大蔵省は、口では体制融資についてはその積極的にはやらないんだ、むしろ消極的なんだ、こういう態度をとりながらも、国際競争

力の強化といふことが中心になる以上は、開銀の性格といふものは、これからはだんだんと体制融資を中心とする業務運営、業務内容といふものが大きくなつてくるのじゃないかと思ふわけなんです。その点についてはどうでしょうか。

○平田説明員 私が先ほど国際競争力の項を申し上げましたのは、藤田委員がそのことにたいへん御関心が強いのでありまして、一例として申し上げたのでございまして、先ほど銀行局長が申し上げましたやうに、四十年度としては大きな柱が実は四つ立つておるのでございします。

その一つは「エネルギー、輸送力、産業関連施設等産業基盤の充実強化」、これが実は額からは一番多うございします。電力、石炭、海運それから私鉄といったやうな問題をやつておりますが、金額からいいますと、現在でも一項目が非常に多いのであります。

それから第二項といたしまして「国際競争力強化のための産業設備の近代化、合理化と国内産業体制の整備」、これが第二項に入つております。これは御承知のとおりで、これは御指摘のとおり、四、五年前まではなかつたのが、たしか一昨年から、あるいはその前の年あたりからこういう項目が入つてきたという沿革になつておることを申し添えておきたいと思ひます。

それから第三項目が「国際収支の改善に寄与する産業の育成合理化」、国際収支の観点を重視しております。これはさつき言ひました輸送力ですけれども、輸送力の中でも特に外航海運を重視するとか、あるいはさつきお話しした外貨獲得の可能性を持ちますところのホテル等に融資するといふのが、この大きな第三項目の条項になつております。

それから最後に、四項目としまして「産業間及び地域間の均衡ある開発発展」といふことがございまして、地域間の均衡ある発展といふのは、先般先生御指摘のとおり、地域開発の問題も実はこの大きな柱に従つてやつておられて、これは最近数年間漸進的に拡大されつつある部門であると

いうことを前回申し上げましたが、そういうことになっております。

この四つの大きな柱が立っておりまして、その柱に基づきまして、さらに二ページぐらいにわたる、各項目ごとに、どういうことに重点を置いて融資すべきか、基本的にどういう考えでやるべきかというところを書いてございまして、私どももこの趣旨にできるだけ即応しまして、有効な運営をはかりたいということと、つとめておりますことをさらに申し添えておく次第でございます。

○藤田(高)委員 私、この体制融資の問題と開銀の性格問題に関連して、このことを半ばしつこく言うのはなぜかといふと、今日の経済不況なり、俗に言われておる経済のひずみというものはなせ起こってきたかといふことを考えた場合に、開発銀行法の第一条の中にうたわれておる「産業の開発」ということ、まだ開発していかねばならぬ部分がたくさんあると思うのです。そういう点からいけば、石油化学のように、先発、後発で欧米並みの大きなナフサセンターの分解能力を持ったような大企業に融資をしたり、それから、これだけの不況期の中でも、銀行と、あえて言えば自動車産業と言われるぐらい利益率の高い自動車、こういった方向に融資のワケを広げるよりも、この前も指摘したように、地域開発とか、あるいは公害対策関係であるばい煙防止対策、あるいは汚水防止設備、あるいは公共部門の事故防止設備、さらに私が先ほど指摘したような住宅金融関係、あるいは国民金融公庫、中小企業金融公庫、こういったように、むしろ重点的に産業のおくれた分野を引き上げていく、あるいはおくれた部分を開発していくという分野、今日の開銀法の趣旨にびつたり合分分野がまだあるわけですから、そういう方向に開銀の融資の重点というものを置いていくべきであつて、なるほど読み上げた四項目の中の一つの項目ではありましようけれども、体制融資に関連する項目が国際競争力の強化という形でうたわれてきたのは、私の理解する限りでは、例の特振法というものが国会に出されてき

て三たび流れましたけれども、あの特振法案というものが国会に出されてきた時期を契機として、この開銀融資のワケの中に体制融資の条件というものが具体的に入ってきたと思うわけです。そういう点からいって、何もおくれた分野もない、したがって、国際競争力を強化するところへ一点に集中して政府の金融機関を動員するのだということになれば、それはそれなりの考え方があると思はるのです。しかしながら、今日、先ほど指摘したように、おくれた分野というものがまだまだたくさんあるわけですから、この開銀法の趣旨、目的に沿って融資をする産業分野というものが多く残されているのではないかと。そこへ開銀のこの融資というものを重点的に振り向けていくことのほうが、体制融資のほうへ顔を向けるよりもより重要ではないかといふことを、しつこいように述べたけれども私は言っているわけです。そういう点で、ひとつ集約的な見解を聞かしていただきたい。と同時に、私は、体制融資の具体的な問題についてひとつお聞きしておきたいのは、たとえば、これも新聞記事であります、ことしの二月三日の読売新聞の記事によると、「日本開発銀行は、一月の長期金利引き下げに続き、さらに四月から自動車向け体制金融、産業公害対策融資、新技術開発融資など、特定業種の金利を石油並みの政策優遇金利まで下げる方針を固め、大蔵省の意向を打診しておる」、こういった具体的な記事が載つておるわけですから、これも、火のないところに煙は立たぬというたとえのごとく、開銀自身としては、体制融資に対しては、少なくとも考え方としては非常に前向きになっておるんじゃないかと私は思ふ。そのワケそのものもさることながら、実際の金利の取り扱いについても、石油並みという、最高の特利といひますが、そういう特別優遇措置を講ずるようなところまで開銀としては意向を固めて、大蔵省と検討されているような記事が載つておる。これは、開銀当局としては、自動車を中心とする体制融資についても、大蔵省が了承さえすれば取り組んでいきたいといふかなり積極的な意向がある

ように私は理解するわけです。そういう点からいって、そこまで積極的にならなくても、いま私が言ったような方向で開銀の運営というものを重点的にやっていくべきではないかと。これについて見解をひとつ聞かしてもらいたいと同時に、いま指摘したことに對する開銀の意向と、大蔵省の見解、あわせて、きょうは通産省関係と呼んでおられますが、ひとつそういう点で統一した政府の意向というものを私は聞かせてもらいたいと思ふ。

○藤井(勝)政府委員 総括的な問題につきましまして私から御答弁申し上げ、あと、局長なり総裁から必要があれば補足をしてもらいたいと思ふのでありますが、申し上げるまでもなく、いわゆる開放経済体制に移行しました日本として、特に国際経済環境がこれまで非常に移り変わつておりますこと、藤田委員も御承知のとおりであります。そういう変化に即応して日本の産業構造を高度化する、こういった必要性——経済は生きものである、こゝろに即応しては融資をいたす、そこで、これは両刀づかいと申しましようか、やはり国際経済体制にも日本の産業構造が即応していかなければならぬ、同時に、ただいま御指摘のありましたような国内でおくれた産業との格差の是正もこれまた急がなければならぬ、両方相まって、日本の経済といふものが、いわゆる安定成長の路線に乗つていくわけでございますので、どちらも両方やりたい、そのやるタイミングについては、これは現実に運営をされております開発銀行において、総裁のもと、時期を失せず適切にやってもらふという現実論になってこようかと思ふのであります。それから、新聞の報道を通じていろいろ御意見が出ておるわけでございますが、特に特利の問題につきましまして、確かに通産省から自動車関係体制金融についての特利の要望もあつたようでございますが、これは大蔵省としても適當でない、したがつて、特利扱いを新しくいたしますのは、共同

石油、それから産業公害、これは特利の扱いをいたさざるを得ない、こういうことでございまして、さう御承知を願ひたいと思ふのであります。

○平田説明員 私から特に補足して申し上げる必要はないかと思ひますが、ただ一点、藤田委員のお考え、非常にごもっともなところがあると思ふのですが、これは将来のいろいろな問題にも関連するかと申すので、おくれけれども、おくれであるというのを、国内的な見地だけで考えるか、あるいは国際的な見地を含めて考えるか、そこをいろいろまた考え方が出てくるんじゃないかと思ひます。私どもは政府の方針がござつて、それに従つてやっておりますので、公式にとにかく意見を総裁として申し上げるのとはどうかと思ひますが、個人的に申し上げますと、やはり、日本の自動車産業、石油化学といふのは、先進諸国の産業に比べますと相当まだおくれであるんじゃないかという感じが持っております。特に自動車産業の場合には、御承知のとおり、今後ますます国際的に輸出をふやし、あるいは国内におきましても外国の巨大事業と直接競争しなくちゃならぬという状態にぶつかつておるわけでございます。そのようない見地から考えますと、藤田委員のお話になつたようなラインで考えましても、このようないことが政府の方針としてございまして、そして開発銀行に期待されていくということは、ある程度自然な成り行きではなからうかと存じます。そういう点に、なお、よく御検討いただきまして、お申し上げて、なほ、よく御検討いただきまして、お申し上げて願ひたいと思ひ次第でございます。

○藤田(高)委員 私は過日の委員会での体制融資に対する見解をお尋ねをして、佐竹局長のほうから答弁されたニエンスと、いま総裁から答弁されたニエンスの間に、私はかなりの違いがあるような気がするのです。いま指摘されたように、国内的な産業分野の中で、進んだ部分とおくれた部分、国際的な見地から見るとおくれた部分、こゝろに言われましても、きょうは時間がありませんし、私も具体的にそのこと自体で論

議をしようとは思っておりませんでしたので準備も不十分であります、再三指摘いたしますように、特振法が一昨年出されたときにも、いま總裁が指摘をされた特振法の協調融資というが、政府の開銀を中心とする融資産業としてあげて、石油精製、石油化学あるいは自動車、特殊鋼、こういったものについては、かなり委員会においても、はたして競争力というものについてどういうおくれがあるのかというのを論議し合つたわけですね。これは個々の見方によって違ひがありましようけれども、私は先ほど一、二の例をあげましたが、鉄鋼においても、石油化学においても、自動車においても、少なくとも、四十二年、四十三年の段階になれば、わが国の花形産業というか、これらの業種については、もう國際的にはトップレベルをいくだけの実力ができるのじゃないかというのが、大かたの見方じゃないかと私は思つておす。そういう点からいくと、先ほど言つておるように、一般的な論議としては、國際競争力の強化ということで融資の必要性は私はないとは言わぬけれども、高いところへもつち持ちするような融資のしかたを開銀自身が積極的にやらなくとも、先ほど指摘しておる、他のおくれた分野に融資をすることのほうがより大切ではないか、これはきょうは一々申し上げませんが、私は私なりに材料は一度整備をしたのですけれども、石油化学においても、鉄鋼においても、自動車においても、大體國際競争力については互角の条件というものを整備してきておるのじゃないか、こゝういふふうに私は思つておる。そういう点からいって、開口を上げるだけではないで、何か將來の開銀の方向というものが、だんだんと體制融資に重点を移行していくのだということであれば、それなりにはつきりお答えを願ひたい、やはり重点としては、國內的に開銀のおくれた分野というか、そういう面に重点を置いてやっていくのであれば、そちらに重点を置いて、少なくともことしから來年にかけてはやるという、重点の置きどころをどちらに置いていくのかという点については、

私は過日の答弁からきよりの答弁にかけてちよつとニュアンスの違いが出てきたように思ひますし、それから、私自身どちらに重点があるのか理解できなくなりましたので、その点、ひとつ方針の問題として明確に聞かしてもらいたいと思ひます。

そのこととあわして、時間の関係もありますのでお尋ねをいたしますが、自動車については、こゝ一昨年来具体的に融資の申し込みがあつたと思ひますが、どういふ額に達しておるか、ことしの計画はどういふことになつておるか、これをひとつお聞かせいただきたいと思ひます。

○佐竹政府委員 お答え申し上げます。開発銀行の融資方針と申しますか、重点の置き方等につきましては、ただいま藤田先生から御指摘がございましたように、前回の大蔵委員会において私からいろいろお答え申し上げ、また、大蔵大臣からも御答弁がございましたが、あつたとき申し上げたことと全く相違はございません。

次に、自動車の点でございますが、自動車につきましては、実は三十八年度におきまして初めて乗用車工業の体制整備ということで一億十五億円というものが予定されたわけでございます。しかしながら、当時、やはりこれも閣議決定で融資基準というものが定められておりましたが、その基準に合ふものがまだ出てまいりませんでした。したがつて、これは実績はゼロでございます。次に三十九年度におきまして、またさらに二十五億円が一応計上されました。しかしながら、これまた見るべきものなく、融資が出ておりません。したがつて、この両年度を通じて合計四十億円に相なるわけでございますが、それがそのまま四十年に実は繰り越してきております。ただいまの段階におきましては、自動車に対する開銀融資というものは、まだ全然行なわれておらない状況でございます。

○藤田(高)委員 この自動車の融資に關係をしてお尋ねをしたいのですが、たいへん失礼な、意地悪い質問になります、開銀總裁、労働組合法

をお読みになられたでしょうか。

○平田説明員 御質問の趣旨、よく理解しかねるのでございますが、常識としてはできるだけ勉強しておるつもりでございますが、どういふお尋ねでございますか、それによりましてお答え申し上げます。

○藤田(高)委員 ごく抽象的な質問になります、政府の金融機関ですから、法律で定められた労働組合法の趣旨に反するような労働政策、もつと端的にいいますと、労働組合組織そのものを破壊するような経営政策、こゝういふ政策をとつておる企業に対しては、融資業種の中に入つておつても、市中銀行であればともかくですが、少なくとも政府の金融機関としては、そゝういふ国がきめておる労働立法にもせよ、その他の立法にもせよ、反するような行為の行なれておるところへは融資を差し控えるべきであると思つておるのですが、その点についてはどうでしょうか。

○平田説明員 金融機関——私も政府の金融機関でございますが、金融機関の一種類と考えておりまして、労働關係につきましては、労働者が責任を持って決着し、決定すべき問題でございまして、銀行として関与すべき筋合いのものではないかと、実は存じております。

なお、お話の組合に違反しているかどうか、そゝういったような点につきましては、はっきりした場合にとりする、こゝういふ問題だろうと思ひますけれども、それはその際に、どういふことでそゝうなつておるか、その問題がどういふところにあるのかということにつきましては、もちろん、その融資にあたりましては、関心をもちまして融資を決定するということに相なるべきことかと存じます。

○藤田(高)委員 それでは、いま少し具体的に聞きますが、佐竹局長のほうから答弁のありました三十九年十五億円、四十年二十五億円、それを繰り越した形で四十年自動車關係から融資の申請がある。この中に日産、プリンス關係の申し込み額はどれぐらいありましようか。

○平田説明員 御指摘の日産、プリンスにつきましては、昨年の暮れ、実は通産省から推薦がございました。開銀銀行としましては、その後十分な審査を遂げておりまして、現在審査中でございます。結論につきましては、何とも本日まだ申し上げかねる次第でございます。

○藤田(高)委員 どの程度の申し込み額があるかということですか。

○平田説明員 通産省から融資してほしいという希望額でございますが、四十億円でございます。

○藤田(高)委員 それでは、四十億円というものは、日産、プリンスの關係で、自動車關係というのは、全部日産、プリンスの關係と見て差しつかえないわけですか。

○平田説明員 その辺のことにつきましては、貸し付けの決定にあたりましては、最終的によく審議しましてきめるつもりでございますが、通産省の期待しております額はお話のとおりでございます。ただ、これは期待でございます、もちろん、開銀銀行がよく審査しまして、それによりまして額も適正な額を決定したいと思つております。

○藤田(高)委員 四十億円という希望申し込み額というのは、大體日産、プリンスのようですが、この日産、プリンスの合併問題を契機に、いま日産の労働關係はどういう状態になつておるかということは、總裁あらかた御承知でしょうか。

○平田説明員 現在のところまだ審査が終わつておりませんが、責任のある正確な報告は受けておりませんが、何か紛争があるということにつきましては、あるらしいということは、私耳に入れております。

しているように、特設法の新産業構造体制でありまして、いわばその新産業体制に見合う融資体制というものが、私は、ことばをかえていえば体制融資だろと思う。そういう一貫した体制の中で起こっている問題が、いわゆる日産、プリンスの労使関係ではないかと思うわけです。これはそれぞれの立場で若干の見解の相違があるかと思いますが、一つの例を取り上げると、労働組合が工場の前で労働組合のいわゆる正当な行為として組合員を啓発するためのビラまきをやる、そのビラまき自体を、会社の御用幹部といふか、そういう連中が五十人も百人も工場の前に出てきて、労働組合が渡してあるビラを受け取らせない、中に百人か千人に一人くらいな者がたまにビラを取ると、そのビラを取った者を全部工場の中でマークして、そうして職制からのおどしをかけていく、いわばこれも明らかに労働組合の精神をじゅうりんしたものでありまして、いま当該労働組合としては不当労働行為の申請もしておるようでありますが、私も、戦後二十年の労働運動の過程で、こういうひどい労働組合破壊の手段をとっておる資本は、極端にいえば見たことないと思うのです。これが一つの新しい産業体制、しかも、一昨年来から申請が出てきておるといふ開銀の融資対象企業の中でこういう労使の関係が起こっている。こういう労働組合の趣旨に反するような、精神をじゅうりんするような経営者、資本家に対しては、少なくともそういう態度を改めない限り、国の融資なんというものは見合わすべきだ、そういう点については厳格に銀行としてはチェックをするべきだ、こういうふうに思うわけですが、その点についての見解を、ひとつこれは責任ある見解を聞かしてもらいたいと思うのです。

○平田説明員 先ほど申し上げましたように、労使関係は労使が責任を持って決定すべき問題でございまして、銀行として関与すべき筋合いのものではないと存じます。先ほどからもお答えしましたように、日産、プリンスの融資につきましては、目下慎重に各種の角度から審査中でございます。

で、審査の報告を待った上で、慎重に融資をきめたいと考えておりますことを申し上げさせていただきます。だいたいと思ひます。

○堀委員 ちよつと関連。いまの總裁の御答弁は、審査は慎重にするとおっしゃるが、その会社の経営その他に關して、労使双方が適正な条件が生まれてこないような企業、そして、あまりに常識の範囲を越えて会社側が労働者に対して圧力を加えるようなことがあつたかと思ふならば、これは企業として適正な発展がでない、今後とも融資基準上の問題としてもこれは考慮に値する問題に上ると思ふのです。だから、私は、労使の問題は労使がやればよろしいと思ひます。思ひますけれども、そこにはおのずから良識の範囲があるべきであつて、不当に労働者を押さへつける、労働組合を圧迫するようなやり方をとる企業は順調に企業が発展できると私も考えられないのです。当然その中には話し合いによつて問題を解決すべしという労働法の精神が生かされるために労働法というものが現在行なわれておると思ふのでして、その点については、私は、融資のいろいろな問題の中に金融機関的な立場から当然これは一つの問題として入る、こういうふうに理解をいたしますけれども、總裁の御答弁をいただきたいと思います。

○平田説明員 企業がよい成績をあげるかどうか、うまくいくかということについて、労使関係が非常に重要なことは御指摘のとおりでございます。ただ、私が申しましたのは、金融機関として労使関係に介入するとか、関与するとか、そういうことは不適切でございますので、その境界は常に守りながら融資をやるというふうに心がけておるといふことを申し上げたのでございます。本件につきましては、もうそういう態度で臨みたいと思ひます。ただ、労使関係がその後どういふふうになつていくか、この辺のことにつきましては、もちろんよく審査の際に調べまして、そういうこともあわせて判断しまして、融資の態度をきめるといふことは当然のことでございます。全体を包めまして、そういういったようなことにも関心をもちながら、適

正な審査をやりまして、そして適正な貸し付けを行なうようにしたいということを、はなはだ抽象的ですが、本日の段階ではそれ以上個別的に申し上げるのには必ずしも不適当だと考えますので、御理解願ひたいと思ひ次第でございます。

○藤田(高)委員 私の言つておりますのも、金融機関の立場から具体的に労使間にまつわる問題について、こうしたらいいだろう、ああしたらいいだろうという、そういう具体的な介入をすべきだなどというところは、これは一切言つていない。そういうこと自体は、広い意味におけるこれもまた不当労働行為になるかも知れないので、そういうことはいささかも言つていないわけですね。いま、たまたま堀委員のほうから御指摘されたことと、健全な労働運動、労働組合の発展というものは産業の発展につながるものであつて、労働組合の組織を破壊するようなことを、たとえば、総評から脱退をしろ、あるいは社会党系の労働組合はけしからぬとか、そういうことで、私は一例をあげましたが、いまプリンスの工場前で行つておるような、あるいはプリンスの労働組合の中で起こつておるような事態といふものは、私は、個々の企業にとつても、個々の産業にとつても、決してこれはプラスにならぬ、そういう観点から、非常にアブノーマルな労使関係の起こつておるところへ政府の金融機関が融資をするといふことは、先ほどの堀委員の質問ではないけれども、やはり融資基準という立場からいけば、経営者、資本家の側がよく言ふことですが、労働争議で企業がつぶれるといふことさへ言うわけですね。私は、ストラ

イキをやつて会社がつぶれたという例はあまり知らぬわけですが、経営者や資本家の側から言わせれば、そういうことを口にすると、さうから、その労働争議、労使間の紛争がその企業にとつてどういふ影響を与えるかといふことは、これは融資基準の対象から見ても非常に現実的な大きな融資条件にならなければいかなぬと思ふのです。そういう点からいって、重ねてこれはお尋ねをい

たしておきますが、この日産、プリンスの融資の問題については、労働法の精神を具体的にじゅうりんしておるようなことがあれば、そういう企業に対する融資は厳格にひとつ規制をしてもいいというところを要望すると同時に、總裁の見解をあらためて聞かしてもらいたいと思ひます。

○平田説明員 本問題について具体的にお答え申し上げます。先ほどお答えしましたように、一般的にこういう場合における銀行の融資態度といふことを申し上げた次第でございます。そういう方針に従ひまして、本件につきましても適切を期してまいりたいと思ひ次第でございます。

○藤田(高)委員 適切を期してまいりたいという答弁の中に私の趣旨が十分生かされるものと理解をしまして、生かしてもらいたいといふことを強く要望して、この点については終わりたいと思ひます。最後に一つだけ、今度の法改正の中に監事制度に關する規定が含まれておるわけですが、けさ提案説明のありました国民金融公庫の監事制度の改正も、大体三十七年十二月十四日の行政管理局の勧告に基づくものだと思ひます。この勧告案が出てからこれ三年余りになるわけですが、これはもうごく常識的に考えて、今度提案をされておるような監事の監査機能をより厳格にしていくといふことは、二年も三年も時間をかけて検討しなくとも、だれが考えてもいいことにはきまりきつておると私は思ふのです。こういうことが二年も三年もかからなければ具体的にこの法の改正として出てこないといふことについては、私は非常にお役所仕事の悪い面を露骨に出してきておるようになつておるわけですが、なぜこんなにせつかつくの勧告の趣旨といふものが生かされないで今日まで延び延びになつてきたのか、その理由をひとつ聞かして言うようでありまして、ただ、私のほうから先走つて言うようでありまして、この勧告は、日本開発銀行それ自体は対象になつていないのだ、こういうことを言われるとすれば、それは私は詭弁だと思ふ。少なくとも、この開発銀行

が直接その対象になっていないということであれ
ば、この監査機能の問題、その強化についてはこ
ういう改正案を出さなくてはならないのでありまし
て、少なくとも、この勧告の趣旨というものは、
政府関係のこの種の機関に対する勧告として、い
いことはいいこととして、やはりスピーディーに制
度改正をやる必要があるかと思ふのです
が、それについての見解をひとつ聞かせてもらい
たい。

○藤井(勝)政府委員 藤田委員の御意見、まこと
にこともっともでございます。実は、私もこの改
正案が出されると、部内においていま委員が指
摘されたような意見を私自身が述べたのでござい
ます。ところが、一応事務局としては、監事だ
けの改正ということもどうか、ほかの問題も含め
て改正の時期を待っておりまして、こういう答弁
でございまして、すでに済んだことでもございま
すし、今後はよきことは一日も早くこれが改善を
行なう、こういうことでございまして、この
ように話したわけでございますので、ただいまの
御趣旨は今後ひとつ十分生かしていきたい、この
ように思っております次第であります。

○藤田(高)委員 その点は、政務次官としては、
やはり答弁要領としてはそういうふうな答弁せざる
を得ぬと思うので、ある意味においては、私は
政治的な当たらざるを答弁せざると思ふので
すが、問題は、やはり担当の所管部署ですね、
大蔵省だった大蔵省、この開銀なら開銀、国民
金融公庫なら国民金融公庫、そういう機関自身が
どのよう反省しておるか、そういう真意の
ほどを聞かしてもらいたいと思ふのです。お
役所仕事というのは、実にいいことであつても、
何かもったいぶるというか、こういう優柔不断な
態度で、せつかくの勧告案なんかも、いわば監視
する、半ば監視する態度というものはあることを
たいへん遺憾に思ふわけです。そういう点につい
て、ほんとうに誠意のある反省といひますか、そ
ういふ態度について私は見解をお聞かせ願ひたい
と思ふ。

○平田説明員 いまの点、これは政府から御答弁
になったとおりでございますが、もともと、開
銀行の実際の運用におきましては、前から大体こ
の趣旨で動かしてある。ただ、直接大蔵大臣に意
見を上申するといったようなことにつきましては、
これは法律がないし、公式にはできませんですけ
れども、その他の点につきましては、たとえば、
貸し付け事案などにつきましても、全部実は決定
したあとで監事に見てもらつております。それか
ら、決算報告につきましても、これはもちろん当
然前から法律に基づきまして監査を受けてもらつ
ておりますし、それから、年に何回か地方に出か
けていただきます。地方の支店の状況等も直接
現場で監査してもらつたような趣旨で、開
銀行にいたしましては、できるだけこういう趣
旨に即応するように、実は前から運用につとめて
おりましたことを申し上げておきたいと思ひます。

なお一点、先ほどの御質問に関連しまして、労
働組合法云々の議論がございましたが、個別的に
そういう事実があるかどうかは、私現在のところ
まだ承知いたしておりませんので、一般論として
申し上げましたことを、重ねて誤解のないように
お願いいたしておきたいと思ひ次第でございます。
○藤田(高)委員 それでは、私これで終わります。
○武藤委員 ちょっと関連して。時間がないので
簡単に総裁にお尋ねしますが、ことしの開銀債の
発行は見合はしたわけですか。

○平田説明員 外債のことでございますか。
外債につきましては、御承知のとおり、開銀銀行
は昨年の十一月で五回発行いたしました。一億ド
ルにのぼつておりますが、新年度におきましても
実はもう一回だけ発行する資金計画になっており
まして、アメリカ、ヨーロッパの状況等も目下い
ろいろ調べておりますが、条件がなかなか簡単で
ないようでございますけれども、しかし、また外
債の市場は案外ときによつて変わり得る機会も多
いわけで、私どもでもできるだけ新年度におきまし
てもいいチャンスをつかままして、外債の発行を何
とか成功するようにいたしたいと心がけるつもり
でございます。

○武藤委員 去年の利回りよりことは発行利回
りもかなり上げないと、アメリカの市場で消化で
きないのじゃないだろうか、そういう心配もある
のでありますが、すでに昨年予定したものの、政府
は五千七百万ドルばかり発行できなかった事実も
あるわけでございまして、そこらはどうなんで
すか、去年よりもずっと利回りはよくして発行す
るという計画でございますか。

○平田説明員 御承知のとおり、私も発行者の
立場からしますと、できるだけ発行者にとつて有
利な利回りで発行をしたいという考え方は、発行
する場合の一つの重要な方針にいたしておるわけ
でございます。ただ、金利の情勢が海外において
どう動いていきますか、その点から申し上げま
すと、遺憾ながら、現在の段階ではより有利に発行
できる見込みがあるというところは申し上げかねま
す。でございますけれども、実は最近まで日本経
済に対する若干の不信の念が、率直にいて、海
外でございまして、これが新年度におきまして
はさらにどうなりますか、結局、海外の市場の条
件と日本に対する信用、ひいては開銀銀行自体に
対する信用ということになってきますが、そう
いったようなことが総合されて、実はこの発行
条件がきまるといふ情勢でございますので、い
まのところまだ何ともちよつと具体的なことは申
し上げかねます。実は、方針としては、でき
るだけいいタイミングをつかままして、発行者に
とりまして有利な条件で必要な額を発行できるよ
うに心がけてまいりたいと思つておる次第でござ
います。

○武藤委員 最後に、これは非常に大ざっぱです
が、総裁、現在開銀銀行が借りている金は、いま
ちよつと表を見たら利息だけで一年間に四百九十
七億円払わなければならぬ。借り入れ金、預金部
資金などでも八千億円、七千三百億円ですから達
する。将来長い目で見た場合、こういうのは返す
のですか、また返せるのですか。それとも、固か
ら結局その分だけは資本金に出資をせしめようと
いうオーバーローンですね。言うならば、固から
のオーバーローン、これは将来はどういう形に落
ちつくのでしょうか、非常に長い見通しになりま
すか。

○平田説明員 もうこれは当然いまでも着々と実
は返済し、さらに新規を借りておるのは借りてお
るわけでございまして、政府から借りておる部分
は当然返すつもりで運用しております、返し得
ると思つております。

○三池委員長 速記をとめて。
〔速記中止〕
○三池委員長 速記を始めて。

○三池委員長 農業近代化助成資金の設置に關す
る法律の一部を改正する法律案を議題といたしま
す。
質疑の通告がありますので、これを許します。
平林剛君。

○平林委員 農業近代化助成資金の設備に關する
法律の一部改正案につきましては、先般同僚委員
の野口さんがこまかくお尋ねいたしておりますか
ら、私、二、三点だけ大臣に見解を承つて、質問
を終わりたいと思ふのであります。
最初に、この法律案によりまして、最近、昭和
三十六年ですか、農業近代化資金制度が創設をさ
れまして今日までまだ五カ年間、この間立法の趣
旨に基づいて、毎年のように一般会計から資金を繰
り入れてまいりました。昭和三十六年度には三十
億四、昭和三十七年度には五十三億四、昭和三十
八年度には百六億七千二百万円、三十九年度が百
億四というぐあいに、毎年のようにこの近代化資
金の積み立てが行なわれたのでありますけれども、
今回これを取り出すことになりました。そこで
私は、この結果この法律案というものは、当初の
目的から考えますと、セミの抜けがらのようなも
ので、五月でいへばコイのほりのようなもので、
法律自体の実態というものが失われてきたんでは
ないかという感じがするのでありますけれども、

いかがでございますよう。

○福田(赴)國務大臣 事態からいいますと、大ざっぱにいうと、そうかと思ひます。十億円という限度で残すは残っているのですが、まず御趣旨のとおりかと思ひます。

○平林委員 そこで、十億円を残した理由は、どこにあるかということなんです。

○福田(赴)國務大臣 今般、予算の編成上財源をあれこれと模索した、その結果二百八十一億円の取りくずしをする、こういうことにしたのでありますが、この制度自体につきましてはこれを存続させたい、将来一般財源において余裕のある際には繰り入れをいたしたい、かように考えまして、制度を残すという意味をこの十億円に象徴したわけでありました。

○平林委員 私はその点が開きたかつたわけなんです。そうすると、十億円を残したということ、この制度自体は残しておきたいという願望のささやかなあらわれである、したがって、財政事情が許せば、引き続き、明年度になるか再来年度になるかわからないが、従来と同じように今度はふやす方向に変わっていくのだ、こういうふうに理解をしてよろしいかどうか。

○福田(赴)國務大臣 そのとおり御理解願つて差しつかえないと思ひます。

○平林委員 私の質問は、これで終わります。

○三池委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○三池委員長 これより討論に入ります。

通告がありますので、これを許します。平林剛君。

○平林委員 私は、日本社会党を代表いたしましたし、て、農業近代化助成資金の設置に関する法律の一部を改正する法律案について、反対の態度を明らかにしたいと思ひます。

その理由は、ただいま大蔵大臣との間に簡単な質疑を展開いたしました、元来、農業近代化助成資金の設置に関する法律に基づいて、農業の

近代化をはかるために、所要の財源を確保するために今日まで資金の積み立てが行なわれてまいつたのであります。そして、今日では二百九十億円程度の資金を運用することによってこれを運営をしてまいつたのであります。したがって、財政上の理由から、十億円を残して、他を一般会計に繰り入れてしまつたという措置は、近代化助成資金の制度が設立されたときの考え方から考えまして、著しい後退を示したといわなければならないと思ひます。

これは、政府が、しばしば現在の諸般の情勢から見、農業や中小企業のような部門に対しては、革命的な措置を講じて諸対策を充実するといふ約束から見まして、反しておるものといわなければなりません。もちろん、政府の言いつては、利子補給その他若干の措置は行なつたといふことで実質的目的は達せられるという御見解のようでありましても、しかし、この近代化助成資金が不安定な要素を加えたということは間違ひがないこととございします。

そこで、私どもとしては、第一に、財政上の理由から農業政策において著しく後退してしまつたといふこと、第二には、やはり別の面で手当てをしたといひましても、この制度そのものは不安定な要素を加えたといふことは、納得することができません。特に、ただいま大蔵委員会で審議中の開発銀行法の改正案などを見ますと、この方面は資本金に対する倍率をふやして、そして所要の措置をとるという積極的な意欲が見られるのかかわらず、こちらのほうは財源を取りくずしてしまつて、不安定要素でやつていくという考え方は、政府の今日までの国民に対する約束から反しておるものと思ひますので、賛成をし得ないのでございします。

はなはだ簡単でありますけれども、以上の理由で、本法案に反対をいたしたいと思ひます。

○三池委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

立を求めます。

〔賛成者起立〕

○三池委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任を願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○三池委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○三池委員長 次会は、明九日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時三十八分散会